

別表第二（第十条の五の十六関係）

（略）

別表第三（第十一条の二の三関係）

	(イ)	(ロ)
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁にあつて三十分間の耐火性能であることを確かめる場合	百一万円
	非耐力壁にあつて一時間の耐火性能であることを確かめる場合	百六万円
	耐力壁にあつて一時間の耐火性能であることを確かめる場合	百四十一万円
	耐力壁にあつて二時間の耐火性能であることを確かめる場合	百四十七万円
	柱にあつて一時間の耐火性能であることを確かめる場合	百三十二万円
	柱にあつて二時間の耐火性能であることを確かめる場合	百四十三万円
	柱にあつて三時間の耐火性能であることを確かめる場合	百五十三万円
	床又ははりにあつて一時間の耐火性能であることを確かめる場合	百三十九万円
	床又ははりにあつて二時間の耐火性能であることを確かめる場合	百四十九万円
	はりにあつて三時間の耐火性能であることを確かめる場合	百五十八万円
	屋根又は階段にあつて三十分間の耐火性能であることを確かめる場合	百二十六万円
	法第二条第七号の二の認定に係る評価	非耐力壁にあつて三十分間の準耐火性能であることを確かめる場合
非耐力壁にあつて四十五分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百六万円
耐力壁にあつて三十分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百三十五万円
耐力壁にあつて四十五分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百四十一万円
柱にあつて四十五分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百三十万円
床又ははりにあつて四十五分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百四十万円
屋根にあつて三十分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百二十六万円
軒裏にあつて三十分間の準耐火性能であることを確かめる場合		九十九万円
軒裏にあつて四十五分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百六万円
階段にあつて三十分間の準耐火性能であることを確かめる場合		百二十六万円
法第二条第八号の認定に係る評価	非耐力壁にあつて三十分間の防火性能であることを確かめる場合	九十九万円
	耐力壁にあつて三十分間の防火性能であることを確かめる場合	百三十五万円
	軒裏にあつて三十分間の防火性能であることを確かめる場合	九十九万円

法第二条第九号の認定に係る評価		四十二万円
法第二条第九号の二口の認定に係る評価		九十三万円
法第二十二条第一項の認定に係る評価		六十八万円
法第二十三条の認定に係る評価	非耐力壁にあつて二十分間の準防火性能であることを確かめる場合	九十九万円
	耐力壁にあつて二十分間の準防火性能であることを確かめる場合	百三十五万円
	軒裏にあつて二十分間の準防火性能であることを確かめる場合	九十九万円
法第三十条の認定に係る評価		八十二万円
法第三十一条第二項の認定に係る評価	尿尿のみを処理するもの	四十万円
	尿尿と併せて雑排水を処理するもの	八十万円
法第三十七条第二号の認定に係る評価		三十二万円
法第六十三条の認定に係る評価		六十八万円
法第六十四条の認定に係る評価		九十三万円
令第一条第五号の認定に係る評価		六十四万円
令第一条第六号の認定に係る評価		六十四万円
令第二十条の二第一号二の認定に係る評価		四十万円
令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価		四十万円
令第二十二条の認定に係る評価		四十万円
令第二十二条の二第二号口の認定に係る評価		四十万円
令第二十九条の認定に係る評価		四十万円
令第三十条第一項の認定に係る評価		四十万円
令第三十六条第二項第三号の認定(同条第三項第二号の規定によるものを含む。)に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円
令第三十六条第四項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円

	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円
令第四十六条第四項表一(八)の認定に係る評価		百四十万円
令第七十条の認定に係る評価		百十七万円
令第一百八条の三第一項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円
令第一百八条の三第四項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十五万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十五万円
令第一百九条の三第一号の認定に係る評価		百二十六万円
令第一百九条の三第二号八の認定に係る評価		百二十六万円
令第一百十二条第一項の認定に係る評価		九十七万円
令第一百十二条第十四項第一号の認定に係る評価		四十四万円
令第一百十二条第十四項第二号の認定に係る評価		六十九万円
令第一百十二条第十六項の認定に係る評価		六十九万円
令第一百十三条第一項第三号の認定に係る評価		百二十六万円
令第一百十四条第五項の認定に係る評価		九十五万円
令第一百十五条第一項第三号口の認定に係る評価		四十万円
令第一百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価		百二十六万円

令第百十五条の二の二第一項 第一号の認定に係る評価	非耐力壁にあつて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	百十四万円
	耐力壁にあつて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	百四十七万円
	柱にあつて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	百四十二万円
	床又ははりにあつて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	百四十九万円
	軒裏にあつて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	百十四万円
令第百十五条の二の二第一項 第四号八の認定に係る評価		九十九万円
令第百二十六条の二第二項の 認定に係る評価		六十九万円
令第百二十六条の五第二号の 認定に係る評価		四十万円
令第百二十九条の二第一項の 認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円
令第百二十九条の二の二第一 項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円
令第百二十九条の二の五第一 項第七号八の認定に係る評価	加熱開始後二十分間、亀裂その他の損傷を生じないものであること等確かめる場合	百十五万円
	加熱開始後四十五分間、亀裂その他の損傷を生じないものであること等確かめる場合	百十七万円
	加熱開始後一時間、亀裂その他の損傷を生じないものであること等確かめる場合	百十九万円
令第百二十九条の二の五第二 項第三号の認定に係る評価		四十万円
令第百二十九条の二の七第三 号の認定に係る評価		四十万円

令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る評価		五十万円
令第二百二十九条の八第二項の認定に係る評価		三十万円
令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価		四十万円
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価		五十万円
令第二百二十九条の十二第五項の認定に係る評価		四十万円
令第二百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価		四十四万円
令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る評価		四十万円
令第三百三十六条の二第一号の認定に係る評価		四十四万円
令第四百四十四条第二号の認定に係る評価		五十万円
令第四百四十四条第四号イの認定に係る評価		三十万円
令第四百四十四条第六号の認定に係る評価		四十万円
令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る評価		六十九万円
第一条の三第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円
(備考) 令第三十六条第二項第三号(同条第三項第二号の規定によるものを含む。)、令第三十六条第四項、令第八十条の三第一項第二号、令第八十条の三第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項の認定に係る評価あつては、申請後、計画の変更があつた場合には、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定する。		

別表第四（第十一条の二の三関係）

	(イ)	(ロ)
令第三百三十六条の二の九第一号の建築物の部分	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	三万一千円
	床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	四万五千円
	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	六万一千円
	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	七万七千円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十万円
	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十三万円
	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十四万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	五十六万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(一)項に掲げる防火設備		五万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(二)項に掲げる屎尿浄化槽		五万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(三)項に掲げる非常用の照明装置		五万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(四)項に掲げる給水タンク又は貯水タンク		五万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(五)項に掲げる冷却塔設備		五万円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(六)の項に掲げるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの		七万六千円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(七)項に掲げるエスカレーター		七万六千円
令第三百三十六条の二の九第二号の表の(八)項に掲げる避雷設備		五万円
令第四百四十四条の二の表の(一)項に掲げる乗用エレベーター		七万六千円
令第四百四十四条の二の表の(二)項に掲げるエスカレーター		七万六千円
令第四百四十四条の二の表の(三)項に掲げる遊戯施設		七万六千円